

大阪市ふれあい収集実施要綱

平成 28 年 4 月 1 日 制定
平成 30 年 8 月 15 日 改正
令和 7 年 4 月 1 日 改正
令和 7 年 12 月 1 日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみを自ら所定の排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者等に対し、ごみの排出支援を行うため、環境事業センター（以下「センター」という。）の職員（以下「センター職員」という。）が玄関先等でごみを収集する事業（以下「ふれあい収集」という。）の実施にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 ふれあい収集を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、親族又は介護に関わる者（以下「親族等」という。）による協力が得られず、自ら所定の排出場所までごみの排出が困難である、大阪市内に居住するひとり暮らしの者とする。

- (1) 満 65 歳以上の者
 - (2) 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けてい る者
 - (3) 要支援又は要介護の認定を受けている者
 - (4) その他環境局長が認める者
- 2 前項各号に該当する者に同居者がいる場合であっても、当該同居者が前項各号のいずれかに該当する者や年少者等であり、ごみの排出が困難な場合は、ふれあい収集を受けることができる。

(申込み)

第3条 ふれあい収集を受けようとする者（以下「希望者」という。）は、希望者が居住する区を所管するセンターを通じて環境局長に申し込むものとする。

- 2 希望者の親族等は、希望者に代わって前項の規定による申込みを行うことができる。
- 3 申込みは、普通ごみ、資源ごみ、プラスチック資源及び古紙・衣類（以下「粗大ごみ以外」という。）のふれあい収集については「大阪市ふれあい収集申込書（粗大ごみ以外）」（第1号様式）により、粗大ごみのふれあい収集については「大阪市ふれあい収集申込書（粗大ごみ）」（第2号様式）により行う。
- 4 第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する希望者は、それを証明する

書類を申込みの際に提示しなければならない。

(可否決定)

- 第4条 前条に規定する申込みを受けたときは、センター職員は、希望者と日程調整の上、ごみの排出状況等について面談を行う。ただし、申込みにあたり事前の相談を受け、面談を行っている場合は、申込み後の面談を省略することができる。
- 2 センター職員は、前項の面談内容に基づき、粗大ごみ以外のふれあい収集については「ふれあい収集申込内容調査票（粗大ごみ以外）」（第3号様式）を、粗大ごみのふれあい収集については「ふれあい収集申込内容調査票（粗大ごみ）」（第4号様式）を作成する。
- 3 環境局長は、前項の調査票の内容に基づき、ふれあい収集実施の可否を決定する。
- 4 前項の規定によりふれあい収集実施の可否を決定したときは、センター職員は、希望者に対して可否を通知し、ふれあい収集の対象となる者（以下「対象者」という。）に対しては、排出及び収集の方法等について説明を行うものとする。
- 5 粗大ごみ以外のふれあい収集に関する、ごみの種類別の収集曜日については、対象者とセンター職員が協議の上、決定する。

(センター内の情報共有)

- 第5条 センターの所長（以下「センター所長」という。）は、前条の規定により、対象者に対し通知及び説明を行ったときは、その内容を速やかに文書により供覧するとともに、関係するセンター職員に周知し、情報共有を行うこととする。

(対象者の情報管理等)

- 第6条 センター所長は、第3条第3項及び第4条第2項の規定により取得又は作成した文書（以下「帳票等」という。）を適正に管理するとともに、粗大ごみ以外については対象者名簿を作成し、常に対象者を把握しておかなければならない。
- 2 対象者名簿に記載した情報に変更があった場合は、名簿の記載事項の修正を適正に行わなければならない。
- 3 対象者の一時的な入院その他の理由により、ふれあい収集を一時的に行わない場合及び第10条の規定によりふれあい収集の中止を決定した場合は、対象者名簿にその旨を記載し、管理することとする。
- 4 第10条の規定によりふれあい収集の中止を決定した対象者については、その決定の日の属する年度の末日から5年を経過したときは、対象者名簿から削除する。

(排出及び収集方法)

- 第7条 対象者のごみの排出及び収集方法は次のとおりとする。

(1) 粗大ごみ以外

- (ア) 対象者は、本市が収集するごみの種類に応じて、粗大ごみ以外を適切に分別して排出すること。
- (イ) センター職員は対象者宅の玄関先にて収集することとする。ただし、玄関先での収集が困難な場合は、対象者と協議のうえ収集場所を変更する。

(2) 粗大ごみ

センター職員は対象者宅の玄関先にて収集することとする。ただし、対象者による玄関先への排出が困難な場合は、センター職員が対象者宅の屋内から持ち出し収集することができる。

(ふれあい収集の対象外品目)

第8条 次の品目についてはふれあい収集の対象外とする。

- (1) 本市で規定する排出禁止物及び事業系廃棄物
- (2) 取り外し工事や解体作業が必要なもの
- (3) 玄関等、通常の出入口からの排出が困難なもの

(安否確認)

第9条 対象者が希望するときは、ふれあい収集を行う際に声掛けによる安否確認を行う。

2 前項の声掛けに対し対象者から応答がない等、安否確認ができない場合は、センター職員は速やかに、帳票等に記載のある緊急時の連絡先に状況の報告を行うこととする。

(収集の中止)

第10条 環境局長は、対象者が次のいずれかに該当したときは、ふれあい収集の中止を決定する。

- (1) 対象者から中止の申し出があったとき
- (2) 対象者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (3) 対象者が大阪市外に転出したとき
- (4) 対象者が死亡したとき
- (5) その他環境局長が適当でないと認める場合

2 前項第2号又は第5号の規定により、ふれあい収集を中止するときは、センター職員は対象者に対し、その旨を通知することとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現にふれあい収集を受けている者は、第 11 条（第 2 項の規定に該当する場合を除く。）の規定により中止されるまでの間は、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、引き続きふれあい収集を受けることができる。

附 則

- 1 この要綱は平成 30 年 11 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた改正前の要綱第 3 条に規定するふれあい収集の申込みは、同日以後においては、改正後の要綱第 3 条の規定による申込みとみなす。
- 3 この要綱の施行の日前に作成した改正前の要綱第 4 条第 2 項に規定するふれあい収集申込内容調査票は、同日以後においては、改正後の要綱第 4 条第 2 項に規定するふれあい収集申込内容調査票とみなす。

附 則

- 1 この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた改正前の要綱第 2 条に規定するふれあい収集の申込みは、同日以後においては、改正後の要綱第 2 条の規定による申込みとみなす。
- 3 この要綱の施行の日前に作成した改正前の要綱第 4 条第 2 項に規定するふれあい収集申込内容調査票は、同日以後においては、改正後の要綱第 4 条第 2 項に規定するふれあい収集申込内容調査票とみなす。

附 則

- 1 この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に行われた改正前の要綱第 3 条に規定するふれあい収集の申込みは、同日以後においては、改正後の要綱第 3 条の規定による申込みとみなす。
- 3 この要綱の施行の日前に作成した改正前の要綱第 4 条第 2 項に規定するふれあい収集申込内容調査票は、同日以後においては、改正後の要綱第 4 条第 2 項に規定するふれあい収集申込内容調査票とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に作成した改正前の要綱第 4 条第 2 項に規定するふれあい収集申込内容調査票は、同日以後においては、改正後の要綱第 4 条第 2 項に規定するふれあい収集申込内容調査票とみなす。

大阪市ふれあい収集申込書（粗大ごみ以外）

環境局長様

次のとおり、ふれあい収集を申し込みます。

希望者 住所	〒 大阪市 区
希望者 氏名	フリガナ
電話番号	
生年月日	年 月 日生
該当要件	<p>排出場所までのごみの持ち出しが困難な世帯であり、かつ、下記のいずれかに該当します。</p> <p><input type="checkbox"/> 満65歳以上のひとり暮らし <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳の交付を受けているひとり暮らし <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けているひとり暮らし <input type="checkbox"/> 療育手帳の交付を受けているひとり暮らし <input type="checkbox"/> 介護保険の要介護・要支援の認定を受けているひとり暮らし <input type="checkbox"/> その他上記に準じた事由（次の理由）による世帯</p> <p>理由</p>
収集を希望す るごみの種類	<p><input type="checkbox"/> 普通ごみ <input type="checkbox"/> 資源ごみ（缶・びん・ペットボトルなど）</p> <p><input type="checkbox"/> プラスチック資源 <input type="checkbox"/> 古紙・衣類</p>
安否確認通報 サービスに ついて	<p><input type="checkbox"/> 希望する</p> <p>連絡先 氏名 電話番号</p> <p>希望者との関係 <input type="checkbox"/> ケアマネージャー・ヘルパー等 <input type="checkbox"/> 親族（続柄）</p>

大阪市ふれあい収集申込書（粗大ごみ）

環境局長様

次のとおり、ふれあい収集を申し込みます。

希望者 住所	〒 大阪市 区
希望者 氏名	(ふりがな)
電話番号	
生年月日	年 月 日 生
該当要件	<p>排出場所までのごみの持ち出しが困難な世帯であり、かつ、下記のいずれかに該当します。</p> <p><input type="checkbox"/> 満65歳以上のひとり暮らし <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳の交付を受けているひとり暮らし <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けているひとり暮らし <input type="checkbox"/> 療育手帳の交付を受けているひとり暮らし <input type="checkbox"/> 介護保険の要介護・要支援の認定を受けているひとり暮らし <input type="checkbox"/> その他上記に準じた事由（次の理由）による世帯 理由</p>
収集を希望す る粗大ごみの 種類等	
収集希望日 (期間)	年 月 日 ～ 年 月 日
同意確認	<p>粗大ごみのふれあい収集を申し込むにあたり、屋内からの持ち出しを依頼する場合、大阪市職員が故意または重大な過失による場合を除き、不測の事故により生じた損害について、大阪市及び大阪市職員に対して一切賠償請求をいたしません。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記内容について同意します。</p>

第3号様式

ふれあい収集申込内容調査票（粗大ごみ以外）

項目	内 容
面談実施日	<p>年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>本人以外の同席者（ ）</p>
希望者	<p>住 所 _____ 区</p> <p>ふりがな 氏 名 _____</p> <p>生年月日 年 月 日 (満 歳)</p> <p>電話番号 _____</p> <p>緊急時の連絡先 ふりがな 氏 名 _____ 申込者との関係 ()</p> <p>電話番号 _____</p>
	<p><input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/>あり</p>
	<p>ふりがな 氏 名 _____ 申込者との関係 ()</p>
	生年月日 年 月 日 (満 歳)
	排出状況 申込理由

対象要件	<p>□満65歳以上であることの確認資料</p> <p>□マイナンバーカード（個人番号カード） □パスポート</p> <p>□運転免許証又は運転経歴証明書 □健康保険資格確認書</p> <p>□在留カード □敬老優待乗車証</p> <p>□その他（ ）</p> <p>□障がい者等の確認資料</p> <p>□身体障がい者手帳</p> <p>□精神障がい者保健福祉手帳（ 年 月 日期限）</p> <p>□療育手帳</p> <p>□介護保険の認定の確認資料</p> <p>□要支援（1・2）（ 年 月 日期限）</p> <p>□要介護（1・2・3・4・5）（ 年 月 日期限）</p> <p>□その他（ ）</p>
収集希望品目 ・ 排出場所等	<p>□普通ごみ 玄関先・その他（ ）</p> <p>□資源ごみ 玄関先・その他（ ）</p> <p>□プラスチック資源 玄関先・その他（ ）</p> <p>□古紙・衣類 玄関先・その他（ ）</p> <p>収集曜日：</p>
収集時の 安否確認	<p>□希望する □希望しない (希望する場合の連絡先)</p> <p>ふりがな 氏名 _____ 申込者との関係（ ） 電話番号 _____</p>
収集開始日	年 月 日
その他	

上記のとおり、確認しました。（ 年 月 日）

所長	注	注	技能統括主任	面談者

備考 注の部分にこの調査票の決裁に必要な者の職名を記載する。

第4号様式

ふれあい収集申込内容調査票（粗大ごみ）

項目	内 容
面談実施日	<p>年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>本人以外の同席者（ ）</p>
希望者	<p>住 所 _____ 区</p> <p>ふりがな 氏 名 _____</p> <p>生年月日 年 月 日 (満 歳)</p> <p>電話番号 _____</p> <p>緊急時の連絡先 ふりがな 氏 名 _____ 申込者との関係 ()</p> <p>電話番号 _____</p>
同居者	<p><input type="checkbox"/>なし</p> <p><input type="checkbox"/>あり</p> <p>ふりがな 氏 名 _____ 申込者との関係 ()</p> <p>生年月日 年 月 日 (満 歳)</p>

対象要件	<p><input type="checkbox"/>満 65 歳以上であることの確認資料</p> <p><input type="checkbox"/>マイナンバーカード（個人番号カード） <input type="checkbox"/>パスポート</p> <p><input type="checkbox"/>運転免許証又は運転経歴証明書 <input type="checkbox"/>健康保険資格確認書</p> <p><input type="checkbox"/>在留カード <input type="checkbox"/>敬老優待乗車証</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p><input type="checkbox"/>障がい者等の確認資料</p> <p><input type="checkbox"/>身体障がい者手帳</p> <p><input type="checkbox"/>精神障がい者保健福祉手帳（ 年 月 日期限）</p> <p><input type="checkbox"/>療育手帳</p> <p><input type="checkbox"/>介護保険の認定の確認資料</p> <p><input type="checkbox"/>要支援（1・2）（ 年 月 日期限）</p> <p><input type="checkbox"/>要介護（1・2・3・4・5）（ 年 月 日期限）</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ ）</p>
収集方法	
収集日 (期間)	年 月 日 ～ 年 月 日
その他	

上記のとおり、確認しました。（ 年 月 日）

所長	注	注	技能統括主任	面談者

備考　注の部分にこの調査票の決裁に必要な者の職名を記載する。